

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	11	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（農協等関係①）	
要望内容（概要）	<p>（制度の概要） 適格合併となる共同事業合併の要件 ①被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連 ②被合併法人の従業者8割以上が合併法人に従事 ③（イ）売上金額、従業者数等の規模がそれぞれ5倍未満 又は （ロ）被合併法人の役員のいずれかが合併法人の役員となる ④被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること →①～④を全て満たせば簿価合併が認められる（原則） 以下の合併については、上記③の要件を満たさなくても他の要件を全て満たせば共同事業合併として適格合併とし、資産等の簿価による引継ぎが認められる。 ① 農林中央金庫と信連 ② 全国を地区とする農協連とその会員たる農協連 ③ 農協と農協</p> <p>〈要望の内容〉 本制度の適用期限（平成28年3月31日）の3年間延長。</p>	
関係条文	措法第68条の2①一～三	
減収見込額	[初年度] - (▲77.6) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>（1）政策目的 農協系統組織を効率的な組織に再編し安定的な業務運営を行えるようにすることにより、農業者、特に担い手からみて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織になること。</p> <p>（2）施策の必要性 政府においては、農業を成長産業とし、地方創生の核としていくため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき「需要フロンティアの拡大」、「需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築」、「生産現場の強化」を産業政策の柱とする農政改革をすすめている。 こうした政策が成果をあげるためには、これらの政策面の見直しと併せて農協など経済主体が、政策を活用しながら、自由に経営を展開できる環境を整えていくことが必要不可欠である。 特に、農協改革については、地域農協が意欲ある担い手と力を合わせて創意工夫を発揮し、自由な経済活動を行うことにより、農産物の有利販売に全力投球できるようにすることで、農業所得の向上につなげていくことにしている。 こうした農協改革を実行に移すために、農協の安定的な業務運営は不可欠であり、昭和20年代に1万を超えていた単位農協が、合併により700程度まで減少することにより、経営基盤が強化され、安定的な業務運営が可能となってきたことは明らかであることから、合併は、農協改革を推進する有力な手段の1つということができる。 加えて、今回の改革においては、信用事業を行う農協について、農協が信用事業を今後とも安定的に継続できるようにするため、他の金融機関と同様に公認会計士による会計監査を義務付けたところであるが、経営の健全性の確保を図るためには信用事業の安定は不可欠であり、合併を行うことにより自己資本・要員態勢の強化等を図ることは重要である。 これらの状況を踏まえ、本制度を延長することにより農協等の合併を促進し、効率的な組織に再編していく必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	<div style="background-color: yellow; width: 20px; height: 15px; display: inline-block;"></div>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>
	政策の達成目標	農協等の合併を推進し、農協系統組織及び事業の効率化並びに経営の健全性の確保を図ることを通じて、農業者、特に担い手からみて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織になること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成31年3月31日まで（3年間）
	同上の期間中の達成目標	<p>農協等の合併により農業者への経営支援機能を効率的に発揮できるようにするとの観点から、事業利用等を通じて組合員が負担する組織運営コストである農協の事業管理費を25事業年度（16,705億円）対比で削減することを目標とする。</p> <p>また、経営支援機能を安定的に提供していくためには、経営の健全性の確保が欠かせないことから、組合員資本10億円未満農協（25事業年度末52農協）の減少、信用事業を行うすべての農協につき自己資本比率8%以上の維持を目標とする。</p>
政策目標の達成状況	<p>着実に農協合併が進展しており、事業管理費も削減され、また、健全性の維持も図られているが、農業を巡る環境が厳しい中で、農協が農業者の支援機能を適切に発揮していくためには一層の効率化が求められており、各県において、本年秋の取りまとめに向け、合併構想の見直し、推進に向けた検討が行われており、引き続き本措置を講じる必要がある。</p> <p>○総合農協の事業管理費の推移 平成13年度 20,812億円 平成18年度 18,007億円 平成22年度 17,138億円 平成25年度 16,705億円</p> <p>○自己資本比率 信用事業を行う712農協が8%以上を維持（25事業年度）</p> <p>○組織再編の状況 （平成13年4月（制度創設時）～平成27年9月） ①12県信連が農林中金と統合、 ②30経済連が全農と統合、 ③総合農協数（H13年3月末：1,347JA→H27年7月：679JA）</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成28年度以降3年間で55農協が参加して12件の合併が予定。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	農協系統における自主的な合併の取組が行われており、本措置で後押しすることにより着実な推進が期待できる。なお、本措置は簿価合併とすることにより課税の繰延べを認めるものであり、合併の阻害要因となる課税関係を生じさせないことは合併を円滑に進める上で有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の妥当性	<p>要望期間中に相当数の合併が見込まれるところであり、合併の前後を通じて農業者に対する支援機能が維持される中で課税関係を生じさせないことは、合併を円滑に進める上で不可欠である。</p> <p>本措置は、一般法人がグループ内の再編や共同事業を行う合併（適格合併）に認められている措置につき、協同組合の特性を踏まえて同様の措置を講じるものであり、また、課税の繰延べを求めるものであることから税制措置によることが妥当である。</p>																
	税負担軽減措置等の適用実績	<p style="text-align: right;">(単位：件、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;">24年度</th> <th style="text-align: center;">25年度</th> <th style="text-align: center;">26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被合併組合数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">1,157</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	24年度	25年度	26年度	被合併組合数	1	1	2	適用件数	1	1	1	減税額	28	1,157	0.4
年 度	24年度	25年度	26年度															
被合併組合数	1	1	2															
適用件数	1	1	1															
減税額	28	1,157	0.4															
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—																
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>農協等の合併等により、農業者が事業利用を通じて負担することとなる農協の事業管理費が削減され組織運営コストの低減が図られている。また、農協等の財務基盤が強化され、信用事業を行うすべての農協で自己資本比率8%以上が維持されている。</p>																
	前回要望時の達成目標	<p>農協等の合併により農業者への経営支援機能を効率的に発揮できるようにするとの観点から、事業利用等を通じて組合員が負担する組織運営コストである農協の事業管理費を22年度（17,138億円）対比で削減することを目標とする。</p> <p>また、経営支援機能を安定的に提供していくためには、経営の健全性の確保が欠かせないことから、組合員資本10億円未満農協（22年度末56農協）の減少、信用事業を行うすべての農協につき自己資本比率8%以上の維持を目標とする。</p>																
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成24年4月から平成27年3月の間、24件、32農協が参加して合併が行われ、農協数が710（24年度期首：JA全中会員ベース）から679（27年度期首：JA全中会員ベース）となるとともに、10億円未満の農協は22年度末56農協から25年度末52農協となり、また、事業管理費についても、22年度（17,138億円）から平成25年度 16,705億円と減少している。</p> <p>ただし、農業を巡る環境が厳しい中で、農業者を支援する農協等についても一層の効率化が求められており、各県において、本年秋の取りまとめに向け、合併構想の見直し、推進に向けた検討が行われており、引き続き本措置を講じる必要がある。</p>																
	これまでの要望経緯	<p>平成13年新設要望 平成15年拡充要望（適格要件の緩和） 平成16年延長要望 平成19年延長要望 平成22年延長要望 平成25年延長要望</p>																